

宮崎県豚熱対策本部会議（書面開催）

令和7年6月20日

1 協議事項

野生イノシシにおける豚熱への感染事例（2例目）について

2 本部長指示事項

野生イノシシにおける豚熱への感染事例（2例目）について

令和7年6月20日
畜産局家畜防疫対策課

1 事例の概要

（1）個体の発見場所

6月19日、高原町（初発から約4km地点）

※ 住民が畦道で死亡している個体を発見し、
役場を通じ都城家畜保健衛生所へ通報

（2）県（家畜保健衛生所）による検査

○6月20日、宮崎家畜保健衛生所で豚熱ウイルスの
PCR検査を実施したところ、『陽性』の判定

○宮崎家畜保健衛生所でPCR検査を実施したところ、
ワクチン由来ではなく、野外ウイルスと判定

※県の検査結果をもとに、国が『陽性』と確定

（3）発見場所の周辺10km内の養豚農場（戸数・頭数）

91戸（都城市58戸、小林市25戸、高原町8戸）
約162,000頭



【成体・雄（80cm、50kg）】

野生イノシシにおける豚熱への感染事例（2例目）について

2 県の対応

6月20日（金）

- 関係団体への防疫対策強化通知文の発出
- 周辺の養豚農場（91戸）への電話口頭指導

『農場でのウイルス侵入防止対策の再徹底』

- 野生動物の侵入防止対策の点検（防護柵等の設置状況の確認）
- 農場に入場する車両、物、人の消毒
- 異状があった場合の早期通報

16：00～

- 検査結果のプレスリリース（県）
- 家畜防疫情報メールの発信

本部長指示事項

- 1 関係市町村及び関係団体と連携し、野生イノシシへの対策を徹底するとともに、引き続き、農場防疫を確実に行之、疾病の発生防止に努めること。
- 2 県民への豚熱拡散防止への呼びかけを徹底すること。

県民の皆様へ ～豚熱ウイルス侵入防止のお願い～

次のことに御協力くださるようお願いいたします。

養豚農場の皆様へ

- 野生動物の侵入防止対策（防護柵、防鳥ネット）の徹底
- 農場入口での車両、人、物の消毒の徹底
- 豚舎専用の衣服の着用、靴の履き替えと手指消毒
- 豚導入時の隔離及び健康観察
- 適時・適切なワクチン接種
- 毎日の健康観察と少しでも異常を認めた場合の速やかな通報

県民の皆様へ ～豚熱ウイルス拡散防止のお願い～

次のことに御協力くださるようお願いいたします。

山へ立ち入る皆様へ

- 靴や衣類に付着した土は山で落とす
- 残飯ごみを放置しない(イノシシを誘引するため)
- 登山やキャンプで山林へ入る際は、登山道や自然歩道以外には立ち入らない
- 死亡したイノシシを発見した場合は、市町村担当課または近隣の
西臼杵支庁・各農林振興局林務課に連絡する

人への影響について

- 豚熱は豚やイノシシの病気であり、人には感染しません
- 豚熱に感染した豚の肉が市場に出回ることはありません
- 仮に豚熱に感染した豚の肉を食べても人体に影響はありません